

# 企画競争説明書

業務名称： ラオス国電力政策アドバイザー業務

調達管理番号： 20a00225

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年7月1日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年7月1日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ラオス国電力政策アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修（または本邦招へい）にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間(予定) : 2020年9月 ~ 2022年9月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### 【オプション(12ヶ月を超える履行期間となる場合)】

##### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年

規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた

だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年7月10日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年7月16日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年7月27日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
- a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - 本邦招へいに係る経費
    - 国内再委託に係る経費

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 = 0.01215 円
- b) US\$ 1 = 107.748 円
- c) EUR 1 = 118.943 円

4) その他留意事項

- a) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／電力政策／系統計画
- b) 電力財務分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 18 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であ

れば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

#### 9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年8月7日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*

## ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### （1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協

力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）を

プロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### （4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### （6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」 > 「調達ガイドライン、様式」 > 「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務:

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/電力政策/系統計画

➤ 電力財務分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/電力政策/系統計画)】

a) 類似業務経験の分野: 電力政策、系統計画にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域: ラオス国及び東南アジア地域

c) 語学能力: 英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者(電力財務分析)】

- a) 類似業務経験の分野：電力財務分析にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 34 )	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／ <u>電力政策</u> ／ <u>系統計画</u>	(34)	(－)
ア) 類似業務の経験	13	－
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	－
ウ) 語学力	6	－
エ) 業務主任者等としての経験	7	－
オ) その他学位、資格等	5	－
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	(－)	(－)
ア) 類似業務の経験	－	－
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	－
ウ) 語学力	－	－
エ) 業務主任者等としての経験	－	－
オ) その他学位、資格等	－	－
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	－	(－)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	－
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>電力財務分析</u>	( 16 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第3 特記仕様書案

### 1 要請の背景

ラオス政府は、隣国との電力融通拡大のための「国内系統と隣国電力系統とを連系させる「System to System連系体制」（以下「SS連系」という）」の確立とそれを利用した電力輸出拡大を目指している。これまで独立発電事業者（以下「IPP」という）が主として専用送電線で行っていた電力輸出についても、将来的には国内系統に接続し、その上で輸出を行う計画（SS連系）となっている。そのため、ラオス国内の電力安定供給、ラオス及び近隣国間の電力融通の着実な進展に貢献することを目的に、JICAはエネルギー・鉱業省（以下「MEM」という）に対し、「ラオス国電力系統マスタープラン策定プロジェクト（2017年9月-2020年3月）」（以下「MP」という）により、SS連系による電力融通の拡大を実現するためのロードマップの作成、電力系統整備計画の作成、グリッドコード（Grid Code。以下「GC」という）レビュー等電力系統運用の課題整理及び強化方針策定支援を行った。

現在MEMは、MPに基づき国家電力開発計画（以下「NPDP」という）を策定中である。ラオス国内及び周辺国の需給見通し並びに各国電気事業者やIPP等様々な関係機関の動向を踏まえつつ、迅速且つ柔軟に計画を見直すことが求められるが、NPDP担当部門の電力政策計画局（以下「DEPP」という）では系統計画に係る専門的知見が不足しているため適時適切な更新が出来ない状況にある。ラオスでは、中国、米国、世界銀行（以下「WB」という）、アジア開発銀行（以下「ADB」という）等が電力・再生可能エネルギーの計画策定支援や投資事業等を活発に進めていることから、セクター全体を俯瞰した上で最適な開発を効率的且つ持続的に進めていくためには、MEMの計画・調整能力向上を通じたNPDPの信頼性向上及び関係機関間調整が不可欠となる。特に、中国系統との連系やラオス電力公社（以下「EDL」という）の送電事業のうち230kV以上の高圧送電線を運営する送電会社（以下「EDL-T」という）を設立することが検討されており、同提案内容が実現した場合、ラオス及びメコン地域の電力セクター全体に大きな影響を与えることが考えられる。MPで提案した、ラオス国内電力ポテンシャルを最大化させる観点からの系統整備及び系統運用改善の価値を発現させるためには、セクター動向を正確に認識した上で、他ドナー等の提言に対する専門的見地から対案を提言すること、更にMP提言内容を適時適切に更新して行くことが不可欠となっている。

各ドナーに加え、ADB主催で、GMS地域（タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、中国雲南）が参加している、Regional Power Trade Coordination Committee（以下「RPTCC」という）等広域連系促進枠組みとの連携を一層強化することも優先度が高い課題となっている。また、JICAは、電力融通拡大の実現のためのロードマップにおいて優先課題とされたグリッドコードの整備及び電力系統運用能力強化に向けた技術協力（以下「GC技術協力」という）をMEM及びEDLを対象として実施予定である。GCの実効性を高めるためには、MEM内の関連部局（DEPP、エネルギー管理局（以下「DEM」という）、

エネルギービジネス局（以下「DEB」という）、再生可能エネルギー促進局（以下「IREP」という）がワーキンググループを設立する等により組織横断的に取り組む必要がある。

このような背景の下、エネルギー・電力行政を担うMEMの電力開発政策・計画、制度的・技術的能力強化を図るため、「電力政策アドバイザー」（以下「本業務」という）の派遣が要請された。

なお、本業務は、個別案件専門家スキームで要請、採択がなされたものであるが、スコープが広範に亘るため、業務実施契約により複数名から構成されるチーム派遣により実施する。

## 2 プロジェクト概要

### (1) 上位目標

電力政策・計画が包括的に改善される。

### (2) プロジェクト目標

MEMの政策分析・計画・制度に関する組織的・技術的能力が向上される。

### (3) 成果

- 1：電力系統計画のためのDEPPの組織能力が強化される。
- 2：電気事業構造及び電力政策を含む戦略的電力開発計画がMEM、MOF、EDLの上層部に提案される。
- 3：近隣諸国との系統連系にあたり、大メコン圏(GMS)、ASEAN(ASEAN Power Grid: APG) 諸国および中国を始めとする他ドナーとの調整・協力が強化される。

### (4) 活動

(成果1に係る活動)

- 1.1. 近隣諸国との系統連系を含む国家電力開発計画(NPDP) およびJICA MPのレビュー、更新、および活用について助言する。
- 1.2. 電力系統計画について助言し研修を行う。
- 1.3. 国際連系促進に向けた、開発計画及び優先順位付けについて助言する。
- 1.4. 発電・送電計画のNPDPへの統合並びにNPDPの計画及び実施のための関係者との調整を行う。
- 1.5. 上記についてMEM上層部に対し助言を行う。
- 1.6. 本邦および周辺国での視察・ワークショップ等を企画・実施する。

(成果2に係る活動)

- 2.1. EDLの財政状況や改革状況に関する情報を収集し、持続可能性を高めるための助言を行う。
- 2.2. 周辺国との国際連系、電力セクター改革等の情報を収集する。
- 2.3. EDL-Tの動向把握及び対応策の検討、助言を行う。
- 2.4. 電力政策を分析し、関係機関の機能強化および合理化について助言する。
- 2.5. 水資源やダム安全など電力開発計画に係る関連情報を収集する。
- 2.6. 上記についてMEM、MOF、EDL上層部に対し助言を行う。

(成果3に係る活動)

- 3.1. 電力/エネルギーセクターに係るGMS, ASEAN (ASEAN Power Grid: APG) 諸国やUSAID, WB, ADB、中国など他ドナーの動向を把握し、活動等につき調整・協力を提言する。
- 3.2. 関連情報を定期的に収集し、MEM及び関連省庁の大臣、EDL総裁、在ラオス日本大使館の大使など上層部へ電力政策や戦略的計画について助言を行う
- 3.3. JICAの協力プロジェクトの策定、実施、モニタリング、評価等を支援する。
- 3.4. JICAの協力・成果を広めるためのセミナーやワークショップを開催し、関係者間の調整を行う。

(5) 対象地域

対象地域は、ラオス国全土とする。

(6) 関係官庁・機関

- (ア) エネルギー・鉱業省 (Ministry of Energy and Mines: MEM) 電力政策計画局 (Department of Energy Policy and Planning: DEPP) 他
- (イ) ラオス電力公社 (Electricite Du Lao: EDL)

### 3 業務の目的

本業務は、ラオス電力セクターに対し、電力系統計画のためのDEPPの組織能力強化、戦略的電力開発計画支援およびGMS諸国や他ドナーとの調整・協力強化を行うことにより、MEMの政策分析・計画・制度に関する組織的・技術的能力向上を図り、もって電力政策・計画の包括的な改善に寄与するもの。

### 4 業務の範囲

本業務は、2020年3月5日に日本国政府とラオス国政府とが締結した国際約束(包括口上書)に基づき実施される技術協力個別案件(専門家)の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト運営体制

実施機関は、エネルギー・電力行政を担うMEMである。本業務は、MEMに対し、電力セクター開発政策や、系統計画、広域連系推進に必要な助言、提言等を行うもの。NPDP担当部門のDEPPは系統計画に係る専門的知見、財務的分析能力が不足しており適時適切な更新が出来ない状況にあるため、MPの提案内容の更新を行えるよう技術指導、助言を行うとともに、EDL-T設立条件の妥当性検討や財務的な分析を行うこと。

効果的な手法や具体的なアプローチをプロポーザルにて提案すること。

なお、本業務は、個別案件専門家スキームではあるが、対象分野が多岐に亘るため、業務実施契約によるチーム派遣により実施する。このため、2. (1)～(4)のとおり、技術協力プロジェクトの事業マネジメントフレームを援用して事業を実施する。個々の活動は(4)を想定するものの、(2)プロジェクト目標及び(3)成果への貢献並びに事業を取り巻く環境、ラオス政府及びドナー、中国等関係機関の動向、JICAの電力分野協力との協調等を勘案し、柔軟に内容を調整する。

進捗、成果及び課題等は、成果毎に定期的に整理し、総括が全体を取りまとめる。プロジェクト・デザイン・マトリクスのような厳密な因果関係で管理することはしないが、総括は、セクター全体の動向や政策・NPDP等開発計画動向とプロジェクト目標や成果との関連性を定常的に検証し、JICA担当部等とも協議の上必要に応じて方向性や内容の変更等を行う。また、プロジェクト目標や成果を達成するために活動内容やアプローチ、アウトプットのタイミング等の適切性についても同様に対処する。

## (2) 本邦招聘

本業務では、電力政策/電力系統計画（特に、広域連系、電気事業構造とビジネスモデル）に関わるC/Pを対象に1週間程度の本邦招聘を2回予定している。各研修の受入期間及び人数は以下のとおりであるが、適切と考えるテーマ、期間及び人数、受入時期をプロポーザルにて提案すること。

- ・電力政策／系統計画／広域連系：1週間、10名程度
- ・電気事業経営／電力財務分析：1週間、10名程度

本招聘については、コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」を参照のうえ、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

## (3) GMS諸国への渡航

本業務では、近隣諸国との系統連系にあたり、GMS諸国や他ドナーとの調整・協力が求められるため、タイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー等への渡航が想定される。各渡航回数及び期間は以下のとおりであるが、適切と考える回数及び期間をプロポーザルにて提案すること。（経費は別見積もりで積算）

- ・タイ：3回、3日間
- ・ベトナム：2回、3日間
- ・カンボジア：2回、3日間
- ・ミャンマー：1回、3日間

## (4) 低（脱）炭素への支援

パリ協定以降、低（脱）炭素は開発途上国支援においても最も重要なテーマの一つとなっている。ラオスは、二国間クレジット制度（以下「JCM」という）の

対象国であり、日本との間で低炭素事業の形成を進めることが期待されている。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による低炭素事業の補助金、地球環境センターが行うJCM補助金等の実証事業に提案できるよう、ラオスへの優れた低炭素技術の形成に務めること。

#### （５）本邦技術の活用促進

資金協力（有償資金協力及び無償資金協力）の案件形成を念頭におき、本邦技術の適用可能性も加味し、本邦技術の活用促進に努めること。

#### （６）C/Pのオーナーシップの確保

本業務の目的は、実施プロセスにおいてカウンターパート（以下「C/P」という）実務者の能力向上を図ることに加えて、政策決定者の問題意識を正確に把握した上で、ラオス政府が長期的視点から電力セクターの開発を適切に行うためのアクションを取るために必要な技術的助言をすることにある。コンサルタントは、ラオス国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。その過程で、大臣等ハイレベルへの説明や意見交換等を適時行う。

#### （７）ジェンダーへの配慮

本業務のジェンダー分類は、「対象外」であるが、本邦招聘参加者のジェンダーバランスへの留意、女性のエンジニア、オフィサーなど女性の活動への参加を奨励すること。

#### （８）JUMPPへの協力

日米両国は、2019年8月のASEAN関連外相会議に際して、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に従って、メコン諸国が安全で、負担可能で、信頼できる電力に対する需要を満たし、かつ、地域の電力取引の統合を推進することを支援することを目的として「日米メコン電力パートナーシップ（以下「JUMPP」という）」を発表した。本業務は、同枠組みの中で重要な協力と位置付けられていることから、必要に応じてセミナーへの参加・発表や関連する資料の分析、助言等が求められる。当機構担当部署およびラオス事務所、在ラオス日本大使館等に協力しながら、6. の業務を行うこと。

#### （９）EDL-Tの提案

JUMPPとの関係では、EDL-Tの妥当性検証及び問題点の分析・提示を具体的に行うとともに、ラオス政府が不利益を受けることのないような制度面（主に、アンバンドリングの条件や託送制度等）、技術面（中国や周辺国との広域電力融通の仕組み）、財務面（売買電力や託送価格、EDL資産査定、EDL-T事業モデル妥当性等）からの技術的な助言が求められている。ラオス政府及びWB、ADB、米国、中国等の関係機関からの情報収集を積極的に行うとともに、ハイレベルへの働き掛けを適時行うよう留意する。

#### (10) JICA MPのレビュー及び活用促進

前述のとおり、JICA MPでは、ラオスが今後広域連系を進めて行く上での指針となるロードマップを提示した。しかしながら、ラオス電力セクターは、EDLの財務悪化、EDL-T設立提案等MP策定時点では想定していなかった方向に進む可能性が出てきている。このため、EDL-Tの動向や周辺国の動向、JUMPPでの議論等を踏まえて、MPで示されている広域連系やラオス電力開発の在り方を適時リバイスしていくことが求められている。その上で、MPをレビューし引き続き活用して行けるよう、関係者への働き掛けを積極的に行う。

#### (11) 他事業との連携

「1 要請の背景」に記載したとおり、JICAは、ラオス電力セクターにおいて、本業務以外にもGCの制定/運用能力開発を目的としたGC技術協力「電力の質向上プロジェクト」を実施予定である。本業務は電力政策、計画段階での協力を行うのに対し、同プロジェクトはMEMの規制部門と給電指令・系統運用を担うEDLをC/Pとし、運用面での技術協力を行うものである。また、経営が極度に悪化しているEDLの経営改善を支援するため、電気事業経営分野での協力を検討している（要請未受領。今夏に案件形成のためラオス政府関係者と意見交換を行う予定。主にEDL単体の経営改善に焦点を当てる見通し）。本業務はこれらとの役割分担に留意しつつも、上手く相互補完することで相乗効果を発現させる。

加えて、WBやADBなど他ドナーと連携し、情報収集を行うとともに、ラオス側への打ち込みを図ること。WB及びADBの主な協力内容は以下のとおり。

WBは、“Power Grid Improvement Project（2015年～2020年）”にて配電網整備の協力、“Mekong Integrated Water Resources Management Project（2012年～2021年）”にて水系を考慮した水力開発調査、“TA for Capacity Development in Hydropower and Mining Sector（2010年～2019年）”にて水力開発および鉱業セクターの政府機関に対する人材育成を行っている。加えて、RPTCCを支援するための調査、“GMS Power Market Development（2016年～2019年）”ではGMS諸国での連系線候補について経済便益を基に比較検討している。

ADBは、1990年代前半から、大メコン圏（以下、「GMS」という。）地域の電力融通の調査等に対する支援を実施している。2004年からはRegional Power Trade Coordination Committee（以下、「RPTCC」という。）を定期的に開催し、GMSの広域的相互協力と電力市場形成を目的として地域間のGCの制定支援等を行っている。ミャンマーとの国際連系線（230kV）のF/S（2019年～2020年）等も実施しており、系統MP策定の過程では、RPTCCへの参加等を通して情報共有や調整を密接に行った。

#### (12) コロナ感染症対策による影響

本業務は、現地業務及び国内業務から構成されるが、公示時点では、ラオス及び日本ともに出入国制限が設けられているため双方渡航出来ない状態である。本業務では、10月1日以降に現地業務が実施可能となる前提で、業務計画を検討する。なお、その場合でも、10月1日以降も引き続き渡航制限が解除されない可

能性を想定し、遠隔での事業継続計画（「BCP」という）を併せて提案する。

## 6 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を国内業務、現地業務毎に具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること

### （1）ワーク・プラン（全体計画）およびモニタリングシートの合意

本業務の全体像を把握し、基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（案）に取りまとめる。同プラン（案）を基に、ラオス側関係者と協議、意見交換し、ワーク・プランとして取りまとめ、合意する。

定期モニタリングについては、6か月毎にモニタリングシートをC/Pと共同で作成し、当機構ラオス事務所および担当部署に提出する。

### （2）各成果に係る活動

成果1～3に係る活動について、以下のとおり実施する。

#### <成果1に係る活動>

- 1.1. 近隣諸国との系統連系を含むNPDPおよびJICA MPのレビュー、更新、および活用について助言する。特に、電力財務分析については、EDL-Tの動向を踏まえ、専門的見地から提言、助言を行うこと。更にJICA MP提言内容を適時適切に更新して行けるよう、指導、助言を行う。
- 1.2. 電力系統計画について助言し研修を行う。上記1.1.のJICA MPのレビュー、更新にあたり、DEPPIに対し技術指導を行う。
- 1.3. 国際連系促進に向けた、開発計画及び優先順位付けについて助言する。JICA MPに基づき、電力セクター開発政策や広域連系推進に必要な助言、提言等を行うこと。
- 1.4. 発電・送電計画のNPDPへの統合並びにNPDPの計画及び実施のための関係者との調整を行う。NPDPの進捗状況を確認し、適宜指導、助言を行うこと。
- 1.5. 上記についてMEM上層部に対し助言を行う。
- 1.6. 本邦および周辺国での視察・ワークショップ等を企画・実施する。本邦招聘およびGMS諸国への渡航については、5. 実施方針及び留意事項の（3）および（4）を参照すること。

#### <成果2に係る活動>

- 2.1. EDLの財政状況や改革状況に関する情報を収集し、持続可能性を高めるための助言を行う。特に、EDLの系統運営能力及び経営改善のための指導、助言を行うこと。
- 2.2. 周辺国との国際連系、電力セクター改革等の情報を収集する。
- 2.3. EDL-Tの動向把握及び対応策の検討、助言を行う。EDL-Tの動向を踏まえ、EDL-T設立条件の妥当性検討や財務的な分析を行うこと。

- 2.4. 電力政策を分析し、関係機関の機能強化および合理化について助言する。ラオス電力セクターにおける公正な規制・監督メカニズムについて検討すること。
- 2.5. 水資源やダム安全など電力開発計画に係る関連情報を収集する。
- 2.6. 上記についてMEM、MOF、EDL上層部に対し助言を行う。

<成果3に係る活動>

- 3.1. 電力/エネルギーセクターに係るGMS, ASEAN (ASEAN Power Grid: APG) 諸国やUSAID, WB, ADB、中国など他ドナーの動向を把握し、活動等につき調整・協力を提言する。
- 3.2. 関連情報を定期的に収集し、MEM及び関連省庁の大臣、EDL総裁、在ラオス日本大使館の大使など上層部へ電力政策や戦略的計画について助言を行う
- 3.3. JICAのプロジェクトの策定、実施、モニタリング、評価等を支援する。
- 3.4. JICAの協力・成果を広めるためのセミナーやワークショップを開催し、関係者間の調整を行う。

(3) 本邦招聘

本邦招聘に関し、コンサルタントが提案する本業務で実施すべき活動内容、受け入れ先及び時期の案について、内容、時期を固め、本招聘の実施に先立ち、内容、日程、受け入れ先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。詳細については、5. 実施方針及び留意事項の(3)を参照すること。本邦招聘については、国内再委託を認める。

(4) 広報活動

本業務の意義、活動内容とその成果について、ラオス側及び日本側、近隣諸国や他ドナー等に広く理解してもらえるよう、JICAラオス事務所のFacebookやウェブでの情報発信、政府関連機関や他ドナーとの会議、各種セミナーなど多様な機会を捉え、分かり易く積極的かつ効果的な情報発信を行う。

7 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、業務完了報告書（外部公開用）とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：3部 電子データ

ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月後	英文：3部 電子データ
業務進捗報告書 / Progress Report	業務開始から3か月毎	電子データ
事業完了報告書 / Project Completion Report (外部公開用)	契約終了時 なお、ドラフト（電子データ）を業務終了3ヶ月前に提出し、当機構からのコメントを踏まえて最終化する。	和文：3部 英文：5部 CD-R：3部 電子データ

事業完了報告書（外部公開用）については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷及び電子化（CD-R）の提出が必要な場合の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照もしくは、規定上必要でない場合は不要とする。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。各報告書冒頭には3頁程度のサマリーを挿入する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) 業務フローチャート
- f) 要員計画
- g) 先方実施機関便宜供与負担事項
- h) その他必要事項

当機構指定の様式を参照し6ヶ月毎に作成する。

イ) 業務進捗報告書

下記エ) に準じた項目とする。

ウ) 業務完了報告書/事業完了報告書

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間・終了時レビュー結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（第1年次のみ）

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① 業務フローチャート
- ② 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ③ 研修員受入れ実績

- ④ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤ 合同調整委員会議事録等
- ⑥ その他活動実績

（２）技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはC/Pを支援して作成する資料を提出する。なお、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

（３）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### 1 業務工程

本業務に係る全体工程は、2020年9月から2022年9月までを予定している。（現地業務は10月以降を想定）

### 2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（国内）約4M/M

（海外）約20M/M

（全体）約24M/M

#### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、必要に応じて変更案をプロポーザルにて提案すること。

- ① 業務主任者／電力政策／系統計画（2号）
- ② 電力財務分析（3号）
- ③ 広域連系

### 3 相手国の便宜供与

#### （1）カウンターパートの配置

（2）案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供  
オフィススペース、オフィス機器 他

### 4 配布資料及び閲覧資料

#### 【配布資料】

- ・ 要請書(写)
- ・ 国際約束(写)
- ・ 案件概要表
- ・ 「ラオス国電力系統マスタープラン策定プロジェクト」ファイナルレポート  
（当機構図書館ポータルサイトよりPDFのダウンロードが可能）  
（和文）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042608.html>  
（英文）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042609.html>

### 5 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

### 6 現地再委託

「6 業務の内容（3）本邦招聘」を含め、業務に関する現地再委託又は国内再委託を実施することが適切と考えられる業務について、当該業務について必

要と判断する理由並びに現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を予定している現地業者の候補並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、支持を行うこと。

## 7 当機構内での勉強会

資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。コンサルタントは、当機構担当からの依頼に基づき、本事業において作成する資料を活用して、当機構内勉強会等での発表、ディスカッション等に協力する。内容は、本業務で実施する、①中国の動向とGMS諸国の広域連系、②電気事業構造（託送事業等）及び電力政策を含む戦略的電力開発計画等を想定している。時期は本業務においてそれぞれの情報が整理されるタイミング、勉強会開催等実施に必要なアレンジは当機構が行うこととする。

## 8 その他留意事項

### （1）複数年度契約

本業務においては、第1年次契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上